

令和 8 年 安曇野市議会
6 月定例会 条例案（追加）

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 57 号	安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	危機管理課	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を引き上げるもの

議案第57号 安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○安曇野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例第219号）

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。